

交通政策審議会海事分科会船員部会  
全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会 議事次第

令和3年9月29日(水)

16:00 ~ 17:30

3号館8階特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

議題1. 専門部会長の選任について

議題2. 内航鋼船運航業最低賃金を取り巻く状況について

議題3. 全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について

3. 閉 会

全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿  
(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄司 るり 東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授

野川 忍 明治大学専門職大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

中本 伸一 全日本海員組合 国内局国内部執行部員

平岡 英彦 全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

阿南 幸十司 船主団体内航労務協会 専務理事

村田 泰 八重川海運株式会社 代表取締役

## 配布資料一覧

資料1 交通政策審議会への諮問について

諮問第385号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」

資料2 全国内航鋼船運航業最低賃金（平成8年10月30日運輸省最低賃金公示第5号）

資料3 内航海運の現状と今後の施策

資料4 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

資料5 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

資料6 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

資料7 最低賃金の改正に係る参考資料

- ・ 内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）
- ・ 費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月）
- ・ 消費者物価指数（10大費目）
- ・ 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数
- ・ 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額
- ・ 地域別最低賃金額改定の目安の推移
- ・ 地域別最低賃金額一覧
- ・ 給与勧告の実施状況等

国海員第 96 号  
令和 3 年 7 月 16 日

交通政策審議会

会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣

赤羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 35 条第 7 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 385 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）及び海上旅客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）を改正することについて、最低賃金法第 35 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 全国内航鋼船運航業最低賃金

平成 8 年 10 月 30 日	平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 9 年 10 月 31 日	平成 9 年運輸省最低賃金公示第 5 号
一部改正平成 10 年 11 月 2 日	平成 10 年運輸省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 13 年 11 月 1 日	平成 13 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 18 年 12 月 1 日	平成 18 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 20 年 12 月 1 日	平成 20 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 3 月 3 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 26 年 11 月 20 日	平成 26 年国土交通省最低賃金公示第 4 号
一部改正平成 27 年 12 月 2 日	平成 27 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 28 年 11 月 28 日	平成 28 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 29 年 12 月 8 日	平成 29 年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正平成 31 年 1 月 24 日	平成 31 年国土交通省最低賃金公示第 1 号
一部改正令和元年 12 月 18 日	令和元年国土交通省最低賃金公示第 2 号
一部改正令和 3 年 2 月 16 日	令和 3 年国土交通省最低賃金公示第 3 号

## 1 適用する地域

全国

## 2 適用する使用者

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 1 条に規定する船舶であって、国内各港間のみを航海する鋼船（次の各号に掲げるものを除く。）の船舶所有者（船員法第 5 条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1) はしけ

(2) 内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる船舶

(3) 海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶

(4) 平水区域を航行区域とする船舶及び沿海区域を航行区域とする総トン数 100 トン未満の船舶

## 3 適用する船員

前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む職員（船長を含む。以下同じ。）及び部員

## 4 前項の船員に係る最低賃金額（月額）

(1) 職員 250,050 円

ただし、次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者については、233,600 円とする。

海員学校（独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。）本科	4 年 6 月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4 年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	3 年 6 月
海員学校インターンシップ課程（本科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（本科）	
海員学校専修科	

独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校（独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。）海技士科（三級海技士（航海科、機関科）第四）	
海技大学校海上技術科（航海科、機関科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海、機関）	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）の課程	
海員学校インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程（専修科）	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース（航海専修、機関専修）	6月

(2) 部員 191,450円

ただし、海上経歴3年未満の部員については、182,150円とする。

この場合において、海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業生については3年を、その他の海員学校の卒業生又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業生についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業生については2年を、その他の高等学校卒業生については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

#### 5 最低賃金に算入しない賃金

- (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当及びこれらの労働に対応する部分の能率給、歩合給など
- (2) 夜間の労働に対し支払われる夜間割増賃金
- (3) 臨時的に行う通常の労働以外の労働に対し支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当など
- (4) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
- (5) 1か月を超える期間毎に支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
- (6) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附 則（平成9年運輸省最低賃金公示第5号）

この公示は、平成9年11月30日から効力を生ずる。

附 則（平成10年運輸省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成10年12月2日から効力を生ずる。

附 則（平成13年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成13年12月1日から効力を生ずる。

附 則（平成18年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成18年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成20年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成20年12月31日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成26年4月2日から効力を生ずる。

附 則（平成26年国土交通省最低賃金公示第4号）

この公示は、平成26年12月20日から効力を生ずる。

附 則（平成27年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年1月1日から効力を生ずる。

附 則（平成28年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成28年12月28日から効力を生ずる。

附 則（平成29年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、平成30年1月7日から効力を生ずる。

附 則（平成31年国土交通省最低賃金公示第1号）

この公示は、平成31年2月23日から効力を生ずる。

附 則（令和元年国土交通省最低賃金公示第2号）

この公示は、令和2年1月17日から効力を生ずる。

附 則（令和3年国土交通省最低賃金公示第3号）

この公示は、令和3年3月18日から効力を生ずる。

# 内航海運の現状と今後の施策

令和3年9月29日(水)

国土交通省海事局



# 1. 内航海運の現状

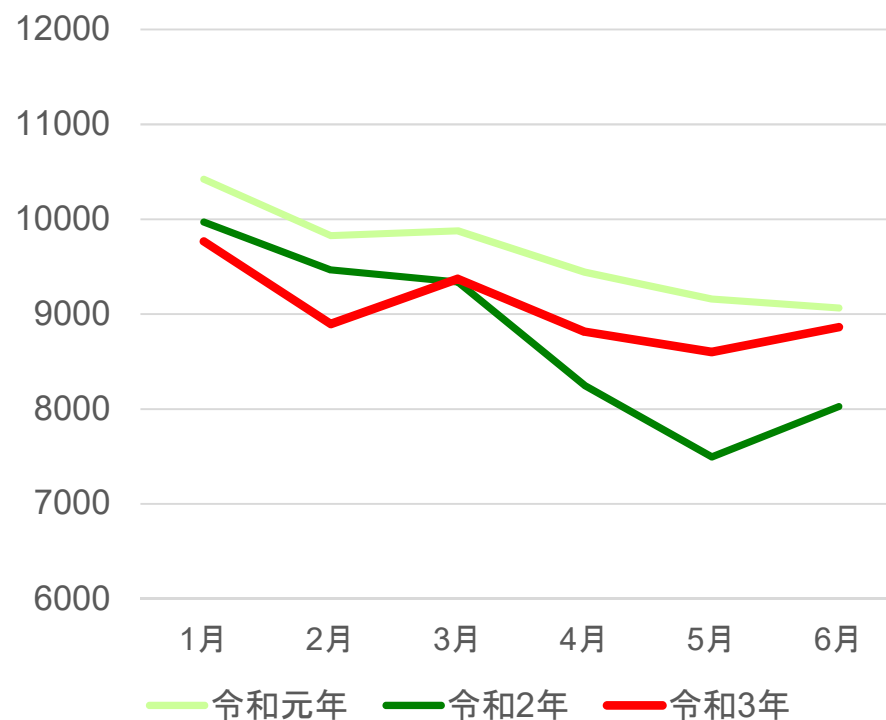
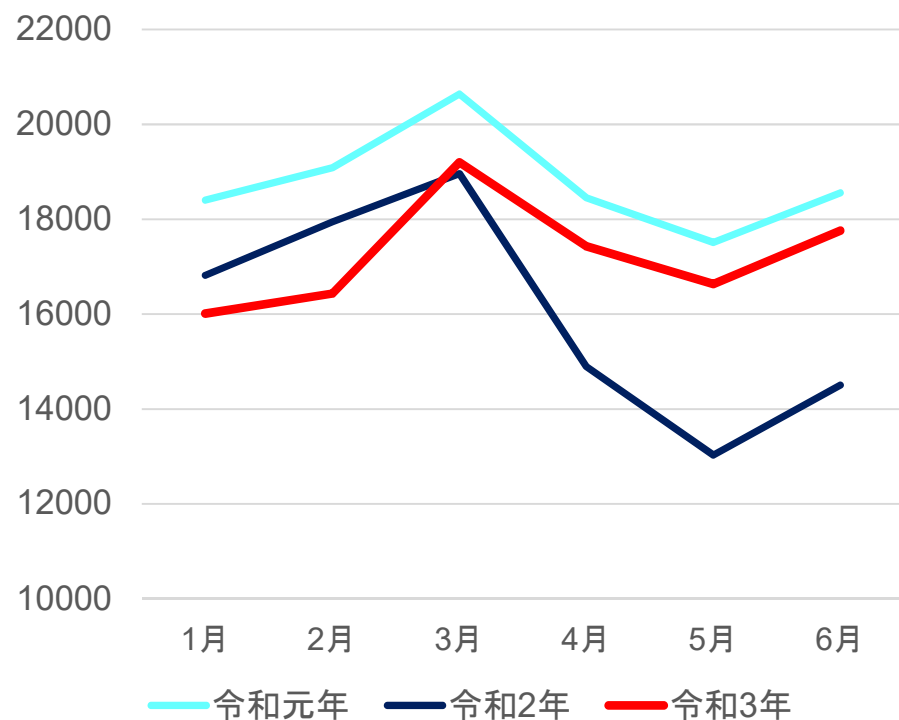
---

# 内航貨物輸送量の推移（新型コロナウイルスの影響）

令和2年5月に輸送量が急激に減少  
その後は回復傾向にあるが、コロナ前の状況までの回復には至っていない

## 貨物船

## 油送船



出典：日本内航海運組合総連合会「内航主要オペレーター輸送動向調査」より、海事局内航課作成。

# 内航海運暫定措置事業の終了

令和3年8月に終了、半世紀以上続いた船腹供給に関する取組が終了

## 内航海運暫定措置事業の評価

船腹調整事業の解消による経済的影響を考慮したソフトランディング策としての主目的は達成

その他、以下の効果があったと評価

船腹量の引き締め	<u>本事業導入初期において船舶の解撤等が進み船腹量が減少</u>
船舶の大型化・近代化	<u>納付金のみで建造が可能となり船舶建造の自由度が高まり、大型船を建造しやすくなったことで船舶の大型化が進展</u>
円滑な市場からの撤退の確保	交付金が貴重な転廃業資金となって事業者（特にオーナー）数が減少

## 内航海運暫定措置事業終了の効果

- ◆ 船舶建造時の納付金が不要になり、実質的な船価が低減
- ◆ 付随的に行われていた積荷制限等の規制が解除



代替建造促進、事業者間の競争の促進に期待

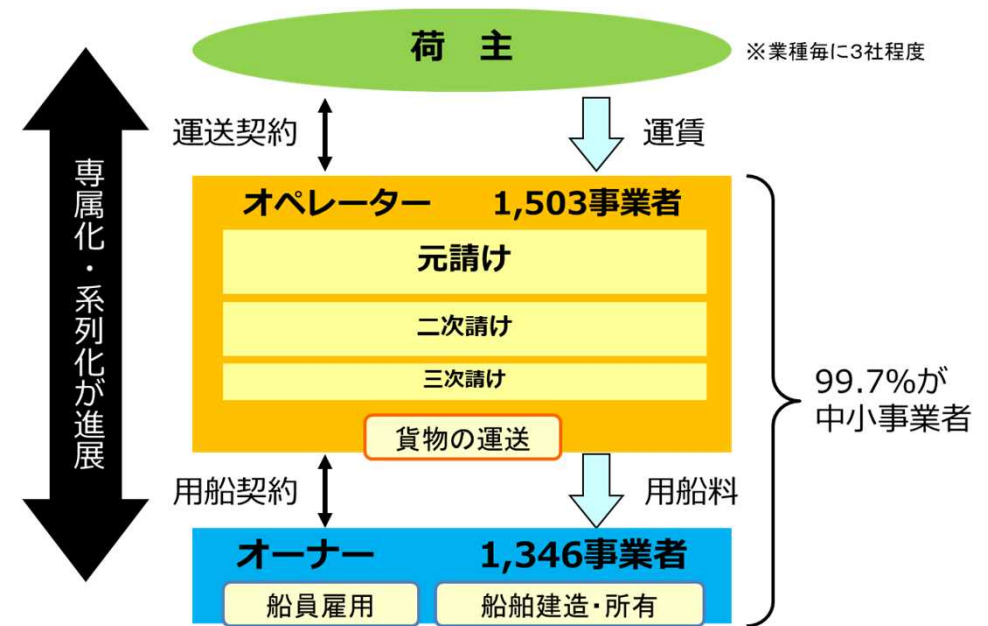
## 2. 今後の施策

---

# 内航海運分野の課題

## 荷主との硬直的關係の下、脆弱な企業基盤が課題

- ✓ 寡占化が進む荷主企業との硬直的關係・脆弱な事業基盤（99.7%が中小事業者）という構造的課題を抱えている
- ✓ 荷主よりも弱い立場ゆえ、一方的に運賃等を提示される事業者も多く、収益性が低い
- ✓ 船員の確保を図るためにも、上記課題とあわせ、運航・経営の効率化に取り組むことも必要



**「荷主等との取引環境の改善」、「内航海運業者の生産性向上」により、内航海運業の経営力向上を図ることが必要**

# 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律

令和3年5月14日成立・5月21日公布  
海事産業（造船、海運、船員）の基盤強化を一体的に措置

## 造船・海運分野の競争力強化等

### 造船【造船法】

#### 事業基盤強化計画認定制度の創設

- 国土交通大臣が認定した計画に基づく生産性向上や事業再編等を支援

### 海運（外航・内航）【海上運送法】

#### 特定船舶導入計画認定制度の創設

- 国土交通大臣が認定した計画に基づく、安全・低環境負荷で船員の省力化に資する高品質な船舶（特定船舶）の導入を支援

#### 外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収規定の創設

- クルーズ再開に向けた環境整備方策等

## 船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等

### 船員【船員法・船員職業安定法】

#### 船員労働管理の適正化

- 使用者による労務管理責任者の選任
- 労務管理責任者による船員の労働時間等の管理
- 労働時間等に応じた適切な措置の実施

### 内航海運【内航海運業法・船舶安全法】

#### 内航海運の取引環境の改善・生産性向上

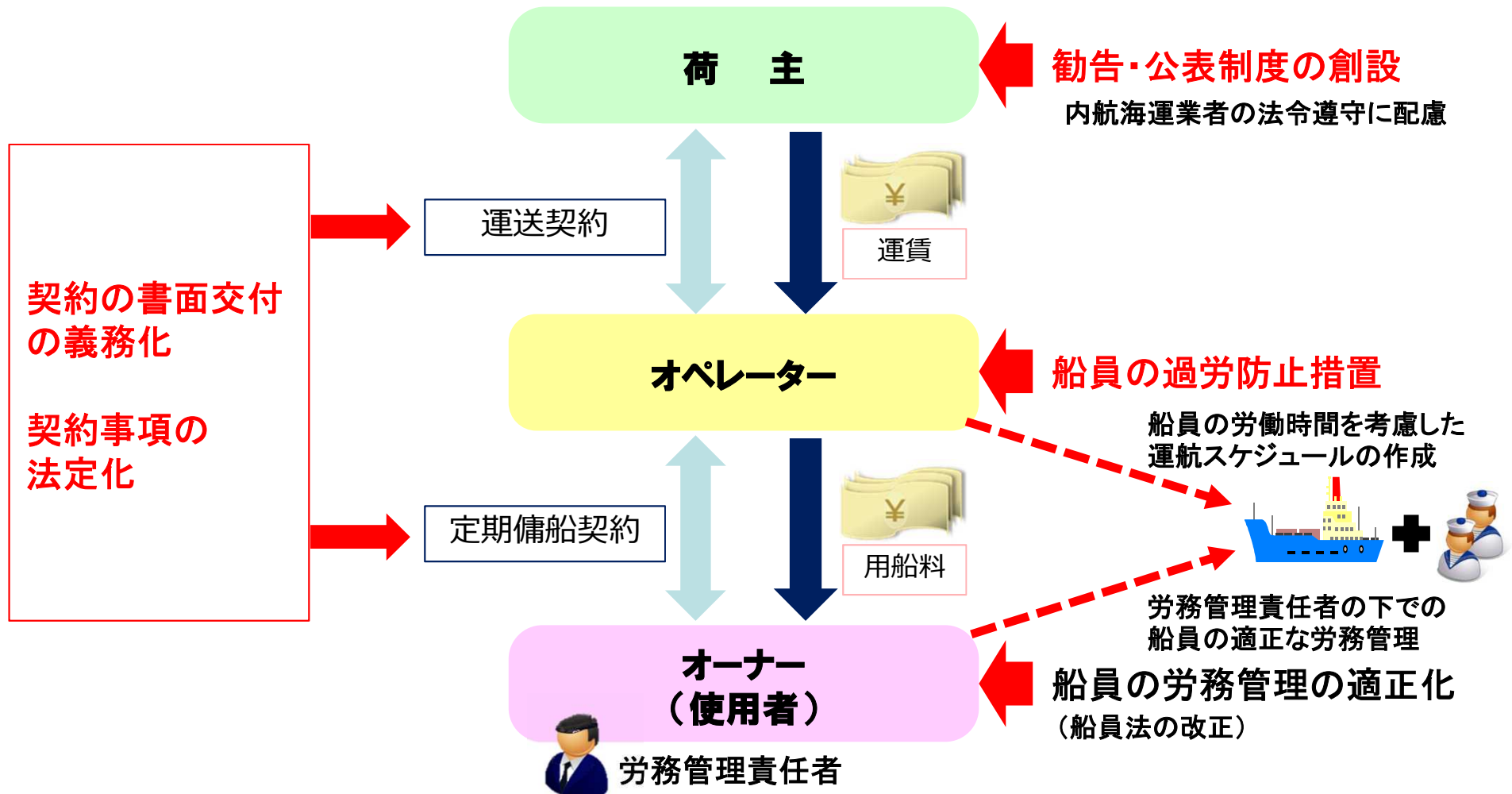
- 船員の労働時間に配慮した運航計画の作成
- 荷主への勧告・公表制度の創設
- 船舶管理業の登録制度の創設

#### 新技術の導入促進

- エンジン等の遠隔監視による検査合理化制度の創設

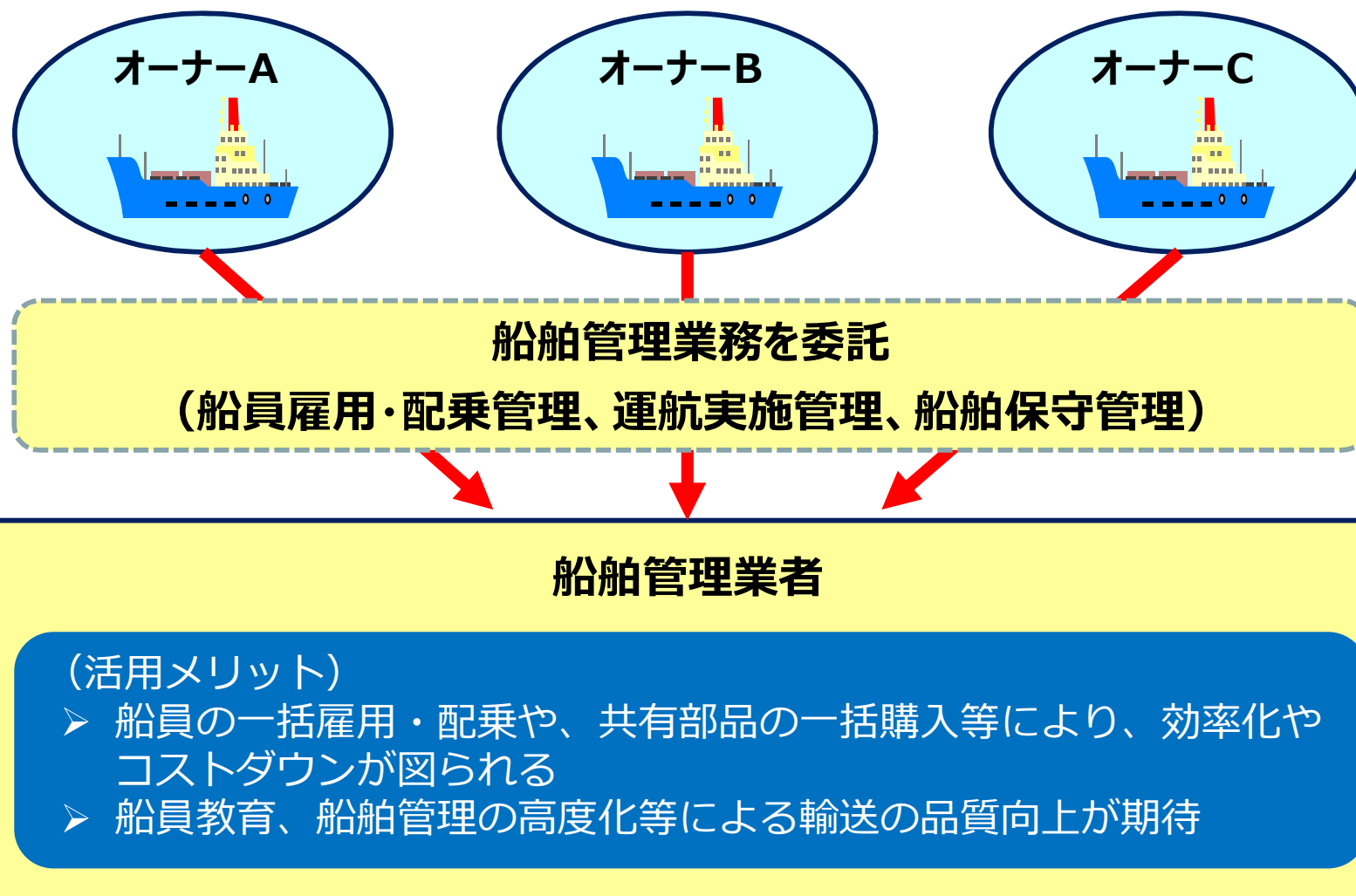
# 内航海運の取引環境の改善（内航海運業法の改正）

荷主・オペレーターに船員の労務管理への配慮を求める仕組みを設ける  
契約内容を「見える化」し、適正な運賃・用船料の収受につなげる



## 内航海運の生産性向上（内航海運業法の改正）

船舶管理業の登録制度を創設し、事業としての信頼性を向上





# 海事産業強化法による各法律の施行時期

		公布から 3月	6月	1年	2年
造船法 海上運送法	公 布	○ <b>公布後3月内に施行</b> （令和3年8月20日施行） ・事業基盤強化計画&特定船舶導入計画認定制度 ・外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収規定			
船舶安全法		○ <b>公布後6月内に施行</b> ＜造船法・海上運送法＞ 遠隔支援事業場のみなし認定制度 ＜船舶安全法＞ 遠隔支援事業の認定制度			
内航海運業法		○ <b>公布後1年内に施行</b> ＜内航海運業法＞ ・船舶管理業の登録制度 ・荷主・オペとの取引環境の改善			
船員法		＜船員法＞ ・労務管理責任者の選任制度 等			
船員職業安定法		○ <b>公布後2年内に施行</b> ・労働時間の範囲の見直し(操練・引継ぎ)			
船員職業安定法		○ <b>公布後1年内に施行</b>			

## 最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数

(令和3年4月1日現在)

業 種 局 別		内航鋼船運航業			
		事業者数	船舶数(隻)	船員数(人)	組織船員数(人)
北海道運輸局	① (R3.4.1)	22	46	395	249
	② (R2.4.1)	25	47	430	278
	① - ②	△ 3	△ 1	△ 35	△ 29
東北運輸局	① (R3.4.1)	30	81	535	306
	② (R2.4.1)	30	70	468	290
	① - ②	0	11	67	16
関東運輸局	① (R3.4.1)	84	193	2,895	2,047
	② (R2.4.1)	91	248	3,107	2,330
	① - ②	△ 7	△ 55	△ 212	△ 283
北陸信越運輸局	① (R3.4.1)	7	20	112	72
	② (R2.4.1)	7	21	117	73
	① - ②	0	△ 1	△ 5	△ 1
中部運輸局	① (R3.4.1)	45	104	875	254
	② (R2.4.1)	46	107	887	255
	① - ②	△ 1	△ 3	△ 12	△ 1
近畿運輸局	① (R3.4.1)	83	231	1,936	649
	② (R2.4.1)	79	226	1,867	650
	① - ②	4	5	69	△ 1
神戸運輸監理部	① (R3.4.1)	106	260	1,559	585
	② (R2.4.1)	105	223	1,544	592
	① - ②	1	37	15	△ 7
中国運輸局	① (R3.4.1)	225	504	3,629	428
	② (R2.4.1)	237	500	3,720	359
	① - ②	△ 12	4	△ 91	69
四国運輸局	① (R3.4.1)	317	730	5,229	302
	② (R2.4.1)	324	701	5,262	273
	① - ②	△ 7	29	△ 33	29
九州運輸局	① (R3.4.1)	358	687	5,187	1,424
	② (R2.4.1)	376	704	5,244	1,442
	① - ②	△ 18	△ 17	△ 57	△ 18
沖縄総合事務局	① (R3.4.1)	17	43	439	283
	② (R2.4.1)	15	36	370	276
	① - ②	2	7	69	7
計	① (R3.4.1)	1,294	2,899	22,791	6,599
	② (R2.4.1)	1,335	2,883	23,016	6,818
	① - ②	△ 41	16	△ 225	△ 219

## 全国内航鋼船運航業船員賃金実態調査

## 【職員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	45歳	320,000円	1,250,000円
賃金が最も低かった者	29歳	190,000円	237,680円
平 均	49.0歳	302,472円	469,921円
人 数	906人		

## 【部員】

	年 齢	本 給	計
賃金が最も高かった者	44歳	250,000円	624,518円
賃金が最も低かった者	19歳	183,000円	183,000円
平 均	38.9歳	218,302円	371,809円
人 数	201人		

## 資料説明

- 1 国土交通大臣が決定する内航鋼船運航業最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗組む船員に対し、令和3年5月に支給された賃金の実態について調査したものである。
- 2 調査は未組織船員を対象に、154隻（職員906人、部員201人）について回収集計した。
- 3 表中の「計」は、本給、家族手当、職務手当、その他恒常的に支払われる手当及び航海日当の合計額である。

## 全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況

年度	最低賃金額			
	職員 A	職員 B	部員 A	部員 B
平成 8 年	238,800円	221,200円	180,150円	171,700円
平成 9 年	240,050円	223,600円	181,050円	172,300円
平成 10 年	240,950円	224,450円	181,800円	172,950円
平成 13 年	241,400円	224,950円	182,100円	—
平成 18 年	—	—	—	—
平成 20 年	—	—	182,850円	173,700円
平成 25 年	242,350円	225,900円	183,750円	174,450円
平成 26 年	243,350円	226,900円	184,750円	175,450円
平成 27 年	245,150円	228,700円	186,550円	177,250円
平成 28 年	246,150円	229,700円	187,550円	178,250円
平成 29 年	247,150円	230,700円	188,550円	179,250円
平成 30 年	248,450円	232,000円	189,850円	180,550円
令和元年	249,550円	233,100円	190,950円	181,650円
令和 2 年	250,050円	233,600円	191,450円	182,150円

※ 記載のない年度は、諮問が行われていない。

# 最低賃金の改正に係る参考資料

内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金決定状況（地方運輸局長等関係）

（単位：円）

区分	決定公示 年月日	職員 A	職員 B	はしけ長	部員 A	部員 B
北海道	R3.3.4	249,750	233,300		191,100	181,950
東 北	R3.4.6	250,250	233,800		191,150	182,000
関 東	R3.3.17	250,550	233,800		191,950	182,350
北陸信越	R3.4.2	251,450	235,000		192,600	183,300
中 部	R3.5.13	250,850	234,400		192,250	182,950
近 畿	R3.3.17	251,450	235,000	251,450	192,600	183,300
神 戸	R3.3.17	250,850	234,400	250,850	192,100	182,800
中 国	R3.4.2	250,800	234,050	250,800	192,200	182,700
四 国	R3.4.6	251,000	234,450	251,000	192,400	183,000
九 州	R3.4.22	250,200	233,750	250,200	191,600	182,300
沖 縄	R3.3.4	250,050	233,600		191,450	182,150

費目別、世帯人員別標準生計費(令和3年4月)

単位:円

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,060	48,180	56,270	64,360	72,460
	(24,360)	(39,000)	(50,660)	(62,330)	(74,000)
	5,700	9,180	5,610	2,030	-1,540
住居関係費	44,700	54,430	46,870	39,310	31,750
	(49,360)	(53,220)	(47,870)	(42,520)	(37,170)
	-4,660	1,210	-1,000	-3,210	-5,420
被服・履物費	5,160	5,800	7,270	8,740	10,200
	(1,130)	(3,630)	(4,120)	(4,610)	(5,110)
	4,030	2,170	3,150	4,130	5,090
雑費Ⅰ	23,600	50,950	63,150	75,350	87,570
	(28,830)	(37,120)	(50,200)	(63,270)	(76,350)
	-5,230	13,830	12,950	12,080	11,220
雑費Ⅱ	11,200	32,990	32,260	31,540	30,810
	(6,930)	(20,070)	(23,380)	(26,690)	(30,010)
	4,270	12,920	8,880	4,850	800
計	114,720	192,350	205,820	219,300	232,790
前年	110,610	153,040	176,230	199,420	222,640
対前年増減	4,110	39,310	29,590	19,880	10,150
対前年比 (前年100)	103.7	125.7	116.8	110.0	104.6

※ 費目欄の( )の数字は、前年金額を示す。

※ 費目欄の下段は、対前年との差額を示す。

※ 各費目の構成項目

食料費 食料

住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 被服及び履物

雑費Ⅰ 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

資料出所:「令和2年人事院勧告(参考資料)」、「令和3年人事院勧告(参考資料)」

## 消費者物価指数（10大費目）

年平均	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト	10000	2623	2087	745	348	412	430	1476	316	989	574
指数・27年100	平成27年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	28年	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0
	29年	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3
	30年	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1
	令和元年	101.8	104.3	99.8	101.3	100.2	102.6	104.0	99.0	101.1	103.8
	2年	101.8	105.8	100.4	98.8	102.5	103.7	104.3	98.8	93.2	103.1
対前年比・%	平成27年	0.8	3.1	0.0	△ 2.6	1.5	2.2	0.9	△ 1.9	1.6	1.9
	28年	△ 0.1	1.7	△ 0.1	△ 7.3	△ 0.4	1.8	0.9	△ 2.0	1.6	1.0
	29年	0.5	0.7	△ 0.2	2.7	△ 0.5	0.2	0.9	0.3	0.6	0.4
	30年	1.0	1.4	△ 0.1	4.0	△ 1.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.8
	令和元年	0.5	0.4	0.3	2.3	2.2	0.4	0.7	△ 0.7	△ 1.5	1.6
	2年	0.0	1.4	0.6	△ 2.4	2.3	1.1	0.3	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.6
月別指数・27年100	02年1月	102.2	105.6	100.4	101.2	101.5	100.7	104.5	100.5	94.8	104.3
	2月	102.0	105.1	100.4	101.0	101.4	101.0	104.4	100.1	94.7	104.0
	3月	101.9	104.9	100.3	100.9	101.0	102.8	104.6	99.9	94.7	104.0
	4月	101.9	105.8	100.4	100.2	101.7	105.0	104.4	97.9	93.1	104.0
	5月	101.8	105.8	100.5	99.6	102.1	104.9	104.4	97.5	92.7	104.4
	6月	101.7	105.5	100.4	99.4	102.8	104.3	104.4	97.8	92.5	104.2
	7月	101.9	105.9	100.4	98.8	102.6	102.1	104.4	98.6	92.8	104.4
	8月	102.0	107.2	100.4	98.6	102.3	101.0	104.3	99.1	92.7	102.8
	9月	102.0	107.2	100.4	97.8	102.8	105.5	104.2	98.6	92.8	101.5
	10月	101.8	106.7	100.4	96.9	103.2	106.2	104.2	98.5	92.8	101.3
	11月	101.3	105.1	100.5	95.9	104.0	106.3	104.1	98.3	92.7	101.1
	12月	101.1	104.3	100.4	95.1	104.4	104.9	104.0	98.6	92.7	101.4
	03年1月	101.6	105.5	100.9	94.9	104.2	101.8	104.0	98.6	92.7	104.1
	2月	101.6	105.0	100.9	95.2	104.0	102.0	104.0	98.8	92.6	103.9
3月	101.8	104.7	101.0	96.1	103.9	103.7	104.2	99.4	92.7	104.5	

資料出所：総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数(全国)」



# 決定方式、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

## 1. 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(R3. 3末現在)

決定方式	決定件数	適用労働者数(百人)
最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金(法第16条)	274	—
(1) 地域別最低賃金	47	—
(2) 産業別最低賃金	227	29, 197
イ 新産業別最低賃金	225	29, 168
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働局長決定分	225	29, 168
ロ 従来の産業別最低賃金	2	29
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	1	25

下記2-1

下記2-2

## 2. 産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

### 2-1 新産業別最低賃金

(R3. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)	
製造業	食料品・飲料製造業関係	7	4	175
	繊維工業関係	5	7	144
	木材・木製品製造業関係	1	1	7
	パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	88
	印刷・同関連産業関係	2	11	112
	塗料製造業関係	4	2	59
	ゴム製品製造業関係	1	1	47
	窯業・土石製品製造業関係	4	3	99
	鉄鋼業関係	20	32	1, 379
	非鉄金属製造業関係	9	9	422
	金属製品製造業関係	4	8	118
	一般機械器具製造業関係	25	232	5, 038
	精密機械器具製造業関係	7	7	219
	電気機械器具製造業関係	45	219	8, 651
輸送用機械器具製造業関係	33	139	8, 500	
小計	169	676	25, 058	
非製造業	新聞・出版業関係	1	1	7
	各種商品小売業関係	30	16	2, 015
	自動車小売業関係	23	219	2, 039
	自動車整備業関係	1	10	32
	道路貨物運送業関係	1	3	17
小計	56	249	4, 110	
合計	225	925	29, 168	

### 2-2 従来の産業別最低賃金

(R3. 3末現在)

業種	決定件数	適用使用者数(百人)	適用労働者数(百人)
木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	4	25
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
合計	2	5	29

- 注： 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。  
 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成28年経済センサス基礎調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。  
 3 適用使用者数及び適用労働者数は、100人未満の数値を四捨五入した数値。ただし、合計が50人未満の場合は全て「1(百人)」としている。

資料出所：「令和3年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額（令和3年3月末現在）

単位：円（件数）

事 項 別		年 度		
		令和2年度	令和元年度	
地 域 別 最 低 賃 金		901 (47)	901 (47)	
対前年度上昇率 (%)		1	3.09	
特 定 産 業 別 最 低 賃 金 （※1、2）	新 製 造 業	食料品・飲料製造業関係	801 (7)	796 (7)
		繊維工業関係	798 (5)	797 (5)
		木材・木製品製造業関係	875 (1)	873 (1)
		パルプ・紙・紙加工品製造業関係	831 (2)	831 (2)
		印刷・同関連産業関係	792 (2)	792 (2)
		塗料製造業関係	955 (4)	951 (4)
		ゴム製品製造業関係	897 (1)	897 (1)
		窯業・土石製品製造業関係	895 (4)	893 (4)
		鉄鋼業関係	953 (20)	952 (20)
		非鉄金属製造業関係	877 (9)	875 (9)
		金属製品製造業関係	908 (4)	909 (4)
		一般機械器具製造業関係	917 (25)	916 (25)
		精密機械器具製造業関係	899 (7)	898 (7)
		電気機械器具製造業関係	890 (45)	888 (45)
		輸送用機械器具製造業関係	934 (33)	932 (33)
		小 計	912 (169)	911 (169)
	非 製 造 業	新聞・出版業関係	835 (1)	835 (1)
		各種商品小売業関係	837 (30)	836 (30)
		自動車小売業関係	893 (23)	884 (24)
		自動車整備業関係	865 (1)	862 (1)
		道路貨物運送業関係	910 (1)	910 (1)
		小 計	865 (56)	860 (57)
	合 計	906 (225)	903 (226)	
対前年度上昇率 (%)		0.33	1.80	
旧 産 業 別 最 低 賃 金		816 (1)	816 (1)	
総 合 計		905 (226)	903 (227)	

※1 本表の金額は、各都道府県に設定されている特定最低賃金の全国加重平均時間額であり、( )内は設定件数である。

※2 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

全国を適用地域とする新産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(0)	(0)
全国を適用地域とする旧産業別最低賃金 （厚生労働大臣決定）	(日 額) 5,772 (1)	(日 額) 5,772 (1)

資料出所：「令和3年度版最低賃金決定要覧(労働調査会出版局編)」

## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

単位:円(%)

ランク (注1、2) 年度	Aランク		Bランク		Cランク		Dランク		平均 引上げ率
	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	引上げ 額	引上げ 率	
平成18年度	4	(0.57)	4	(0.60)	3	(0.47)	2	(0.33)	(0.46)
平成19年度	19	(2.69)	14	(2.09)	9 ~ 10	(1.39)  (1.54)	6 ~ 7	(0.98)  (1.14)	(1.62)
平成20年度	15	(2.07)	11	(1.61)	10	(1.52)	7	(1.13)	(1.48)
平成21年度	最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、答申において示された乖離額の解消に関する考え方により算出される金額 その他の地域については、現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当								
平成22年度	原則として下記「1.」の金額 最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. A～Dランクですべて10円 2. 答申において示された、乖離額の解消に関する考え方により算出された金額								
平成23年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク4円、B～Dランク1円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成24年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク5円、B～Dランク4円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成25年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク12円、C・Dランク10円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成26年度	下記「1.」の金額とするが、最低賃金が生活保護水準を下回る地域については、「1.」と「2.」を比較して大きい方の金額 1. Aランク19円、Bランク15円、Cランク14円、Dランク13円 2. 答申において示された乖離額の解消に関する考え方を参酌し、各地方最低賃金審議会が定めた額								
平成27年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク19円、Bランク18円、C・Dランク16円								
平成28年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク25円、Bランク24円、Cランク22円、Dランク21円								
平成29年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円								
平成30年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク27円、Bランク26円、Cランク25円、Dランク23円								
令和元年度	下記「1.」の金額とする 1. Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円								
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。								
令和3年度	下記「1.」の金額とする 1. A～Dランク全てにおいて28円								

(注) 1. 各ランクごとの引上げ額(改定の目安)は、最低賃金(時間額)に対する金額である。

2. A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分されたもの。

3. 平成26年度の最低賃金額の改定の結果、最低賃金が生活保護水準を下回る地域は解消された。

## 地域別最低賃金額一覧

目安が適用 されるランク		令和元年度最低賃金額		対前年度 増減額	令和2年度最低賃金額		対前年度 増減額
		時間額	発効年月日		時間額	発効年月日	
全国加重平均額		901 円	—	27 円	902 円	—	1 円
A	埼玉	926	R1. 10. 1	28	928	R2. 10. 1	2
	千葉	923	R1. 10. 1	28	925	R2. 10. 1	2
	東京	1,013	R1. 10. 1	28	1,013	R1. 10. 1	0
	神奈川	1,011	R1. 10. 1	28	1,012	R2. 10. 1	1
	愛知	926	R1. 10. 1	28	927	R2. 10. 1	1
	大阪	964	R1. 10. 1	28	964	R1. 10. 1	0
B	茨城	849	R1. 10. 1	27	851	R2. 10. 1	2
	栃木	853	R1. 10. 1	27	854	R2. 10. 1	1
	富山	848	R1. 10. 1	27	849	R2. 10. 1	1
	山梨	837	R1. 10. 1	27	838	R2. 10. 9	1
	長野	848	R1. 10. 4	27	849	R2. 10. 1	1
	静岡	885	R1. 10. 4	27	885	R1. 10. 4	0
	三重	873	R1. 10. 1	27	874	R2. 10. 1	1
	滋賀	866	R1. 10. 3	27	868	R2. 10. 1	2
	京都	909	R1. 10. 1	27	909	R1. 10. 1	0
	兵庫	899	R1. 10. 1	28	900	R2. 10. 1	1
	広島	871	R1. 10. 1	27	871	R1. 10. 1	0
C	北海道	861	R1. 10. 3	26	861	R1. 10. 3	0
	宮城	824	R1. 10. 1	26	825	R2. 10. 1	1
	群馬	835	R1. 10. 6	26	837	R2. 10. 3	2
	新潟	830	R1. 10. 6	27	831	R2. 10. 1	1
	石川	832	R1. 10. 2	26	833	R2. 10. 7	1
	福井	829	R1. 10. 4	26	830	R2. 10. 2	1
	岐阜	851	R1. 10. 1	26	852	R2. 10. 1	1
	奈良	837	R1. 10. 5	26	838	R2. 10. 1	1
	和歌山	830	R1. 10. 1	27	831	R2. 10. 1	1
	岡山	833	R1. 10. 2	26	834	R2. 10. 3	1
	山口	829	R1. 10. 5	27	829	R1. 10. 5	0
	徳島	793	R1. 10. 1	27	796	R2. 10. 4	3
	香川	818	R1. 10. 1	26	820	R2. 10. 1	2
	福岡	841	R1. 10. 1	27	842	R2. 10. 1	1
D	青森	790	R1. 10. 4	28	793	R2. 10. 3	3
	岩手	790	R1. 10. 4	28	793	R2. 10. 3	3
	秋田	790	R1. 10. 3	28	792	R2. 10. 1	2
	山形	790	R1. 10. 1	27	793	R2. 10. 3	3
	福島	798	R1. 10. 1	26	800	R2. 10. 2	2
	鳥取	790	R1. 10. 5	28	792	R2. 10. 2	2
	島根	790	R1. 10. 1	26	792	R2. 10. 1	2
	愛媛	790	R1. 10. 1	26	793	R2. 10. 3	3
	高知	790	R1. 10. 5	28	792	R2. 10. 3	2
	佐賀	790	R1. 10. 4	28	792	R2. 10. 2	2
	長崎	790	R1. 10. 3	28	793	R2. 10. 3	3
	熊本	790	R1. 10. 1	28	793	R2. 10. 1	3
	大分	790	R1. 10. 1	28	792	R2. 10. 1	2
	宮崎	790	R1. 10. 4	28	793	R2. 10. 3	3
	鹿児島	790	R1. 10. 3	29	793	R2. 10. 3	3
	沖縄	790	R1. 10. 3	28	792	R2. 10. 3	2

資料出所：「令和3年度版最低賃金決定要覧（労働調査会出版局編）」

## 給与勧告の実施状況等

年度	人事院勧告			勧告の実施状況 (国会決定)	経済社会事情		
	勧告月日	内容 (ベア率)	実施時期		経済成長率 (GDP)	消費者物価 (年平均)	春闘賃上率
18	8月8日	なし	---	---	-	0.3	1.79
19	8月8日	0.35	4月1日	勧告どおり (指定職は見送り)	-	0.0	1.87
20	8月8日	なし	---	---	-	1.4	1.99
21	8月11日	△ 0.22	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 3.6	△ 1.4	1.83
22	8月10日	△ 0.19	給与法公布日の翌月	勧告どおり	1.5	△ 0.7	1.82
23	9月30日	△ 0.23	給与法公布日の翌月	勧告どおり	△ 1.0	△ 0.3	1.83
24	8月8日	なし	※	---	△ 0.1	0.0	1.78
25	勧告なし	---	※	---	2.7	0.4	1.80
26	8月7日	0.27	4月1日	勧告どおり	2.1	2.7	2.19
27	8月6日	0.36	4月1日	勧告どおり	3.3	0.8	2.38
28	8月8日	0.17	4月1日	勧告どおり	0.8	△ 0.1	2.14
29	8月8日	0.15	4月1日	勧告どおり	2.0	0.5	2.11
30	8月10日	0.16	4月1日	勧告どおり	0.1	1.0	2.26
R1	8月7日	0.09	4月1日	勧告どおり	0.3	0.5	2.18
R2	10月7日	なし	---	---	△ 3.9	0.0	2.00
R3	8月10日	なし	---	---	-	-	1.86

- (資料出所) 1. 内閣府(経済成長率(GDP)、名目、対前年比)  
 2. 総務省統計局(消費者物価指数、対前年比)  
 3. 厚生労働省(「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、春闘賃上げ率=定昇込み)

※: 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき、平成24年4月から給与減額支給措置を実施(平成26年3月まで)